

エステティックサロン認証基準改訂案新旧比較表（2022/4/18）

番号	対応項目の表示	具体的な改定後（加筆・削除も含む）	現状	改訂の趣旨	意見をいただいた方	変更の有無
1.	P4 0.エステティックサロン認証基準	<p>この認証基準の策定にあたっては、平成19年6月に経済産業省から発表された報告書「エステティックサロン認証制度の在り方」に基づき当機構が策定した基準である。</p> <p>なお本基準は、平成31年4月に経済産業省から発表された「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づき本基準を検証し、同省が公表している「「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえた業界自主ガイドライン・認証制度リスト」に掲載された。</p> <p>また本基準は令和3年6月に改訂された「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づき令和4年4月に第5版として改訂された。</p>	<p>この認証基準の策定にあたっては、平成19年6月に経済産業省から発表された報告書「エステティックサロン認証制度の在り方」に基づき当機構が策定した基準である。</p>	<p>「ヘルスケアガイドライン等のあり方」の規程に基づき改訂されたことを明示。</p>	事務局	追加
2	P5 0.1対象となるエステティックサロン	<p>手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいい、上記施設においては、国民全体の健康寿命の延伸・生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進することを目指す。</p>	<p>人の皮膚を清潔にし、もしくは美化し、体形を整え、または体重を減ずるための施術を行う施設のことをいう。</p>	<p>ヘルスケアサービスに係る観点で改定するならば、美容による表現だけでなくウェルネスやヘルスケア表現を追記したほうがよいのではないかと 青字は総務省の標準産業分類におけるエステティック業（7892）の定義</p>	<p>エステティックサロン認証委員 青字はサロン認証委員および理事からの修正指摘による。</p>	内容変更有
3.新設	0.7 改訂	<p>本基準及び運用規程は本規程改訂から法令の改訂及び社会状況、運用状況等を鑑み、2年毎に見直すものとし、以下のプロセスにて実施するものとする。</p> <p>第1段階 当機構会員、認証事業者、各委員会委員等への意見聴取</p> <p>第2段階 エステティックサロン認証委員会による改訂原案の策定</p> <p>第3段階 認証判定委員会・理事会による原案の決定</p> <p>第4段階 消費者等も含めた改訂案への意見公募の実施</p> <p>第5段階 理事会審議及び承認</p>	なし	<p>「ヘルスケアガイドラインのあり方」が要求する条件を踏まえるため追加</p>	事務局	追加
4	P5 02. 認証基準の目的	<p>この基準は、エステティックサービスを利用する消費者の利益の保護と健康寿命の延伸・生活の質の向上を実現するための健康づくりや疾病予防の積極的な推進によるエステティック産業の健全な発展を目的に策定されたエステティックサロン認証制度の基本となるものであり、エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものが適正な契約・取引、安心・安全なエステティックサービスを提供する上で守らなければならない事項を定めたものである。</p>	<p>この基準は、エステティックサービスを利用する消費者の利益の保護とエステティック産業の健全な発展を目的に策定されたエステティックサロン認証制度の基本となるものであり、エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものが適正な契約・取引、安心・安全なエステティックサービスを提供する上で守らなければならない事項を定めたものである。</p>	同上	エステティックサロン認証委員	内容変更有

5	P8 1.3衛生管理基準	エステティックサロンにおいては、公益財団法人日本エステティック財団が公表している「エステティックの衛生基準」に基づき、エステティックサービスを提供する際に用いているエステティック機器類、器具等についての衛生管理及び感染症予防対策のマニュアルを作成し、そのマニュアルに従って衛生管理及び感染症予防対策が行われていることを記録して保管されていること。 またエステティックサービスを利用する消費者を対象とした感染予防の実施方法等のマニュアルを作成し、そのマニュアルに従って日々の消費者の健康状況を確認したことを記録して保管されていること。	エステティックサロンにおいては、エステティック機器類、器具及びエステティックサロンで業務に従事するエステティシャン等について、衛生管理のためのマニュアルを作成し、そのマニュアルに従って衛生管理が行われていることを記録して保管されていること。	新型コロナウイルスの流行により、感染症対策が求められているため。 本項目はサロン内での衛生管理及び感染症の予防の小目であるため、対象を消費者であることを明確化した。(エステティシャンの感染症防止の管理は1.3.2に記載した。)	エステティックサロン認証 部門審査委員	内容変更有
6	P8 1.3.2 定期健康診断等の実施	エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、エステティックサロンに従事するエステティシャン等に対して、定期健康診断を実施し、そのことを記録して保管していること。 また、上記エステティシャン等を対象とした衛生管理及び感染症予防対策のマニュアルを作成し、業務に従事するエステティシャンがそのマニュアルに従って日々の健康状況を確認したことを記録して保管していること。	エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、エステティックサロンに従事するエステティシャン等に対して、定期健康診断を実施し、そのことを記録して保管していること。	エステティシャン自身の感染症の防止対策の徹底を記載	エステティックサロン認証 部門審査委員	内容変更有
7	P9 2.1.2比較写真の使用による宣伝、広告表示	エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、原則的に、使用前、使用後等の比較写真でその有効性を表現してはならない。なお、上記の方法で有効性を表現する場合は、施術メニューの詳細（内容、期間、頻度、運動や食事の指導、サプリメントの使用等）を併せて必ず記述すること。	エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、使用前、使用後等の比較写真でその有効性を表現する場合は、すべての利用者が同一のエステティックサービスの効果を得られるかのような表示をしていないこと。	比較写真広告において社会的に批判されている背景を鑑み、景品表示法第5条第1号の厳格適用を求めたい。	エステティックサロン認証 部門審査委員	内容変更有
8	P9 2.1.5医師法、薬事法に抵触する用語を使用した宣伝、広告表示	2.1.5医師法、薬機法に抵触する用語を使用した宣伝、広告表示 エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、広告表示に使用する用語は、医師法、薬機法等に抵触する用語を使用していないこと。	2.1.5医師法、薬事法に抵触する用語を使用した宣伝、広告表示 エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、広告表示に使用する用語は、医師法、薬事法等に抵触する用語を使用していないこと。	「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に名称が変更になったため	エステティックサロン認証 委員	内容変更無
9	P9 2.1.6勧誘方法	エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、いわゆるキャッチセールス（路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場、またはエステティックサロン、若しくはその他の場所へ誘引して契約の締結を勧誘する行為）や、アポイントメントセールス、デート商法などの目的外勧誘（目的を隠して、又は偽って消費者を誘引して契約の締結を勧誘する行為）等の問題商法を行わないこと。	エステティックサロンの事業者及びそれに準ずるものは、いわゆるキャッチセールス（路上その他の場所において消費者を呼び止め、その場、またはエステティックサロン、若しくはその他の場所へ誘引して契約の締結を勧誘する行為）や、目的外勧誘（目的を隠して、又は偽って消費者を誘引して契約の締結を勧誘する行為）を行っていないこと。	問題のある勧誘方法は時代とともに変化しています。問題商法という言葉を追記することで目的外勧誘を強調できるかと考えました。	エステティックサロン認証 部門審査委員	内容変更有

10	P10 3.1.3消費者相談窓口	<p>エステティックサロンにおいては、消費者が容易に問い合わせ、相談ができる消費者相談担当者（窓口）を事業者内に設置すること。なお少人数にて運営している場合は加盟団体の消費者相談窓口を告知することでもよい。 また認証サロンではJEOの連絡先も必ず告知すること。 なお上記消費者相談窓口の存在は消費者に容易に分かるように広く告知されていること。</p>	<p>エステティックサロンにおいては、消費者が容易に問い合わせ、相談ができる消費者相談担当者（窓口）をエステティックサロン内に設けており、その存在を消費者に容易に分かるように広く告知されていること。</p>	<p>事業者の規模によって相談窓口の設置状況が変わっても対応ができる必要がある。</p>	<p>エステティックサロン認証委員</p>	<p>内容変更有</p>
11	P11 4.1.4支払い能力の確認	<p>エステティックサロンにおいては、契約や商品の販売に当たり、可能な限り消費者の生活状況や就労状況、収入の有無などの情報を聴取し、それに基づいて一定の目安を設けて支払い能力を考慮した契約を行うこと。 なお購入にあたって自身の支払い能力に対しての判断力が不足している消費者とは契約をしてはならない。 また購入にあたって自身の支払い能力に対しての判断力が不足している可能性があると思われる消費者と契約を行った場合にはその理由を記録して保管されていること。</p>	<p>エステティックサロンにおいては、契約や商品の販売に当たり、消費者の支払能力を考慮した契約を行うこととし、支払能力があると判断した場合はその理由を記録して保管されていること。</p>	<p>支払い能力を考慮する際の具体的な方法を具体的に追記すると事業者にわかりやすいと考えます。 また、特定商取引に関する法律施行規則（省令）第39条第2号において「若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。」の遵守についての事項を追加した。</p>	<p>エステティックサロン認証部門審査委員</p>	<p>変更有</p>